

名税協第 132 号
2020 年 10 月 23 日

税理士報酬口座振替制度をご利用の皆様へ

名古屋税理士協同組合

税理士報酬口座振替制度の諸変更についてのお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合事業の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在皆様にご利用いただいております「税理士報酬口座振替制度」（事務代行者 TIS 株式会社）ですが 2020 年 10 月 22 日の振替を最後に事業撤退し、2020 年 11 月 28 日（又は 2020 年 12 月 5 日振替分）より「報酬自動支払制度」（事務代行者 株式会社日税ビジネスサービス）へと移行することと相成りました。つきましては下記の点が変わりますので、ご案内申し上げます。

記

	～2020 年 10 月	2020 年 11 月～
振替日	毎月 22 日	毎月 28 日または 5 日（税理士事務所指定） ※土日祝祭日の場合、翌営業日が振替日となります。
預金通帳 摘要表示	※金融機関指定により様々	ZH○○○○ (○○は税理士事務所が指定、最大 13 文字) 顧問税理士から指定がなければ、基本は「ZHゼイリシホウシュウ」となります（金融機関によって異なる場合がございます）。
事務 代行者	TIS（株）	（株）日税ビジネスサービス ※金融機関にて委託者名の変更を実施するため、預金口座振替依頼書の提出は原則不要です。

以上

【移行に関するお問合せ先】

顧問税理士にご連絡ください。